

# 前橋さんち(本市)の家計やりくり帳

本市の歳入・歳出を家計の収入・支出に例えて紹介します。  
前橋さん(本市)は独立し(中核市になり)、責任をもって仕事をしています。

〈前橋さんの収入〉

	構成比
年収 (市税、使用料、その他)	554万円 (55%)
預金引き出し (繰入金のうち基金繰入金)	9万円 (1%)
親からの援助 (国・県支出金、交付税、譲与税など)	336万円 (34%)
ローン借入れ (市債)	101万円 (10%)
<b>合計</b>	<b>1,000万円</b>

※市税などを年収554万円として各経費を算出しています。

〈前橋さんの支出〉

	構成比
食費 (人件費)	169万円 (17%)
医療費・保険料 (扶助費)	185万円 (18%)
ローン返済 (公債費)	108万円 (11%)
光熱費・被服費 (物件費)	105万円 (10%)
自宅修繕 (維持補修費・投資的経費)	156万円 (16%)
クラブ活動費 (補助費等)	97万円 (10%)
子どもへの仕送り (繰入金)	49万円 (5%)
その他 (積立金、預託金など)	131万円 (13%)
<b>合計</b>	<b>1,000万円</b>

## 収入の特徴は？

約5.5割は自力で稼いだ年収。残りは親からの援助やローン、預金の引き出しで賄います。

ローンは返済とのバランスを考えて、残高が減るように努めます。また、預金の引き出しをできるだけ抑えて、将来の生活に備えます。



## 支出の特徴は？

工夫と節約でやりくりします。医療費・保険料では引き続きお金が必要ですが、ローンもしっかり返済し、残高を減らします。

また、預金などもして、次の自宅修繕に備えます。



# 報告します 借入金残高の状況

福祉、土木、教育関係をはじめとした事業を行う本年度末の一般会計借入金残高(臨時財政対策債の残高を除く)は、987億2,000万円です。また、本年度末の特別会計や市関連団体を含めた全体の借入金

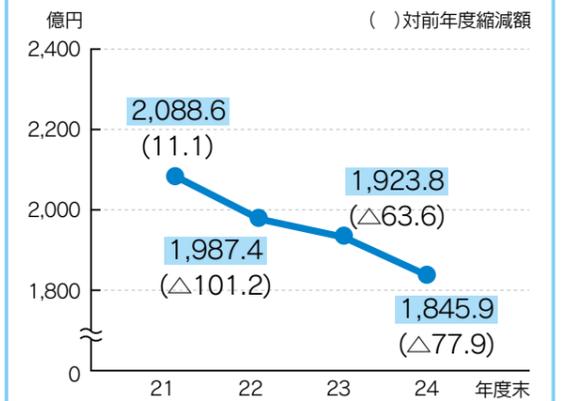
残高は、1,845億9,000万円。昨年度に比べて77億9,000万円の縮減ができる見込みです。今後も借入金残高の縮減を図り、健全な財政運営を行えるよう努めていきます。

地方債等借入金残高の状況 (億円)

区分	会計名	21年度末残高	22年度末残高	23年度末残高見込	本年度末残高見込
前橋市	一般会計	1,383.2	1,405.5	1,424.1	1,436.3
	うち臨時財政対策債	290.1	353.8	402.6	449.1
	うち通常債	1,093.1	1,051.7	1,021.5	987.2
	農業集落排水事業特別会計	82.4	81.9	79.3	76.8
	競輪特別会計	7.2	6.3	5.4	4.4
	簡易水道事業等特別会計	0.0	0.0	0.1	0.9
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0.1	2.3	2.3	2.3
	水道事業会計	210.7	201.1	195.2	186.7
	下水道事業会計	495.9	480.6	471.9	469.5
	小計	2,179.5	2,177.7	2,178.3	2,176.9
小計(臨財債を除く)	1,889.4	1,823.9	1,775.7	1,727.8	
市関連団体	前橋市土地開発公社 ※1	119.3	79.5	72.2	73.9
	前橋工業団地造成組合 ※2	79.1	84.0	75.9	44.2
	グリーンドーム前橋(昨年3月解散)	0.8	0.0	0.0	0.0
	小計	199.2	163.5	148.1	118.1
合計	2,378.7	2,341.2	2,326.4	2,295.0	
合計(臨財債を除く)	2,088.6	1,987.4	1,923.8	1,845.9	

※1 短期借入金残高のみ。 ※2 短期(一時借入金)借入金残高も含む。

## 全体の借入金残高の推移(臨財債を除く)



# 開かれた市政を実現します

## 情報公開制度

市が保有する情報は請求に応じて公開します。これにより、市民の皆さんに市政への理解と信頼を深めてもらい、より一層の市民参加による公正で開かれた市政の運営を行うことを目的としています。

情報公開請求は誰でも行うことができます。請求の方法は下図の通りです。公開対象の情報は本市が行う事業全般。ただし、印鑑の印影や個人の氏名、住所、電話番号などは非公開です。

## 個人情報保護制度

個人情報取り扱いに必要ルールを定めています。この制度は、自分の情報を確認

本市には、開かれた市政を実現するための情報公開制度と、個人の権利利益を守るための個人情報保護制度があります。ここではその概要と請求方法についてお知らせします。

問い合わせは 行政管理課 ☎898-6533  
情報公開の相談や請求については 情報公開コーナー ☎898-6244

したり、正しく改めたりする権利を保障しています。これにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を目指しています。

情報の開示請求ができるのは本人と法定代理人などです。 **プライバシーに配慮を**

情報化社会といわれる現在、インターネットなどは生活に豊かさや利便性をもたらしました。その反面、日常生活の中には個人情報があふれ、プライバシーなどが侵害される恐れが大きくなっています。

そのため、日頃から個人情報の重要性を認識し適切に取り扱うことが大切です。他人の権利利益を侵害することの

## 情報公開・提供コーナー

情報公開の相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求は市役所2階情報公開コーナーで受け付けています。なお、情報公開の請求だけは郵送や電子申請、Eメール(youkan@city.maebashi.gunma.jp)、ファクス(224-3003)でも受け付けています。

また、大胡・宮城・粕川・富士見支所にも情報提供コーナーを設置。市刊行物の閲覧や、まえばしネット端末の操作ができます。必要な人は、コピー機(1面10円)も利用できます。

## 情報公開請求の流れ

